

酒類の未納税移出（移入）手続きが 令和8年9月より簡素化されます！

✓ 未納税移出通知書の作成省略が可能になります。

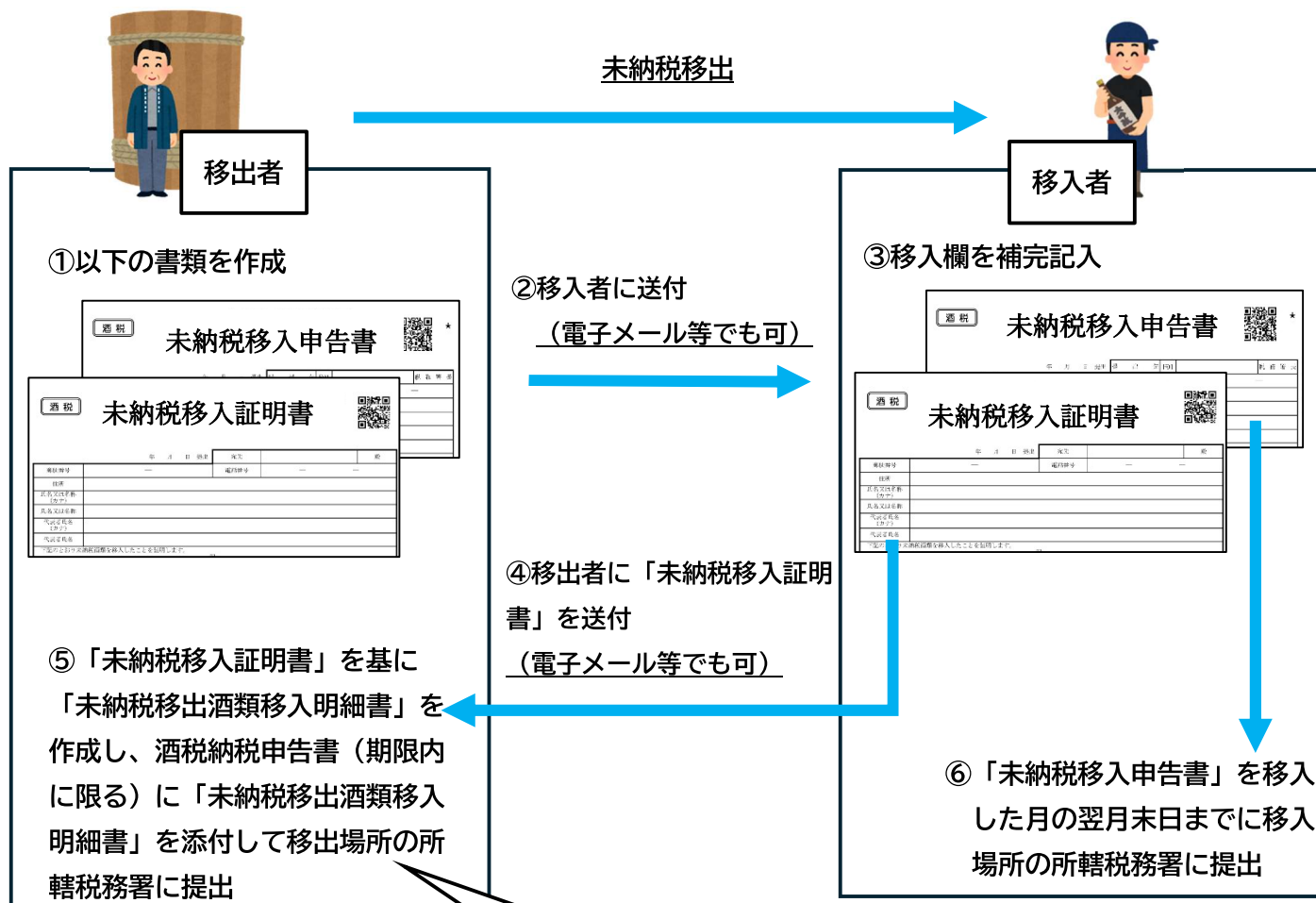
移出者と移入者が同一ではない場合、酒類の未納税移出（移入）を行う際には、「未納税移入証明書」、「未納税移入申告書」及び「未納税移出通知書※¹」（2部）を作成していただいております。

今般、酒類の未納税移出（移入）手続の見直しを行い、これまで作成していた「未納税移出通知書」の作成については、未納税移出（移入）事績の適切な記帳を前提に省略できることとしました。（従来どおり作成していただいても差し支えありません。）

なお、「未納税移入申告書」及び「未納税移入証明書」は、移出者と移入者との間で電子メール※²等により送受信していただく方法で行うことも可能です。

※¹ 「未納税移出通知書」は、1部を移出者、もう1部を移入者で保存していただいていた書類です。

※² これらの書類を電子メールで保存する場合には、電子帳簿保存法の要件を満たす必要があります。



「未納税移出酒類移入明細書」の作成に代えて、「未納税移入証明書」又はその写しを添付しても差し支えありません。



国税庁

法人番号 7000012050002

令和8年9月

(参考) 従来の未納税移出 (移入)

(今回の見直しにより省略可能となる手続きを で表示しています。)

未納税移出

移出者

移入者

①以下の書類を4枚複写で作成

②「未納税移出通知書」1通を保存

③移入欄を補完記入

④「未納税移出通知書」を保存

⑤「未納税移入証明書」を移出者に送付

⑥「未納税移入証明書」を基に「未納税移出酒類移入明細書」を作成、酒税納税申告書(期限内に限る)に添付して移出場所の所轄税務署に提出

⑦「未納税移入申告書」を移入場所の所轄税務署に提出

「未納税移出酒類移入明細書」の作成に代えて、「未納税移入証明書」又はその写しを添付しても差し支えありません。